

除害施設について

静岡市上下水道局
下水道部下水道維持課
排水設備係



本日の内容

- ① 適正な除害施設を選定してください
- ② 特定施設についてのご相談はお早めに

よろしくお願ひします!!!



除害施設とは？

【代表例】

- **グリーストラップ**

厨房がある飲食店、老人福祉施設、保育園などに設置

- **オイルトラップ**

ガソリンスタンド、自動車整備工場などに設置

他に … **pH調整槽、生物処理装置など**



関連法規

建設省告示

※建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件
昭和50年(1975年)建設省告示第1597号【最終改正平成22年建設省告示第243号】

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

四 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水の配管設備の機能を著しく妨げ、または排水のための配管設備を損傷するおそれのあるものを含む場合には、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

その他、静岡市下水道条例では、以下のように定めています。

第11条 次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水(中略)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。

静岡市が推奨するグリーストラップ

- ・ 日本阻集器工業会の**認定品**
- ・ 選定方法は**SHASE規格**

グリース阻集器

SHASE-S217-2016

オイル阻集器

SHASE-S221-2012

※静岡市排水設備工事技術指針を参照

- ・ 容量計算は、**店舗面積**で行う

※施設の最大定員が決まっている場合は食数でも可

例) 飲食店…面積計算

保育園、介護施設等…食数（人数）計算も可

グリーストラップの選定 (食種とその具体例)

食種	具体例
中華料理	中華料理屋、台湾料理屋
洋食	弁当屋、洋風居酒屋、焼肉店…
和食	日本料理店、和風居酒屋、牛丼店…
ラーメン	ラーメン屋
そば、うどん	蕎麦屋、うどん屋
軽食	和菓子屋、たこ焼き屋、喫茶店(洋食の場合あり)…
ファーストフード	コンビニエンスストア…
社員・従業員食堂	事業所の食堂、老人福祉施設…
学生食堂	学生食堂

※あくまで一例です。不明な場合は相談してください。
相談する場合は、提供予定のメニューを把握しておいてください。

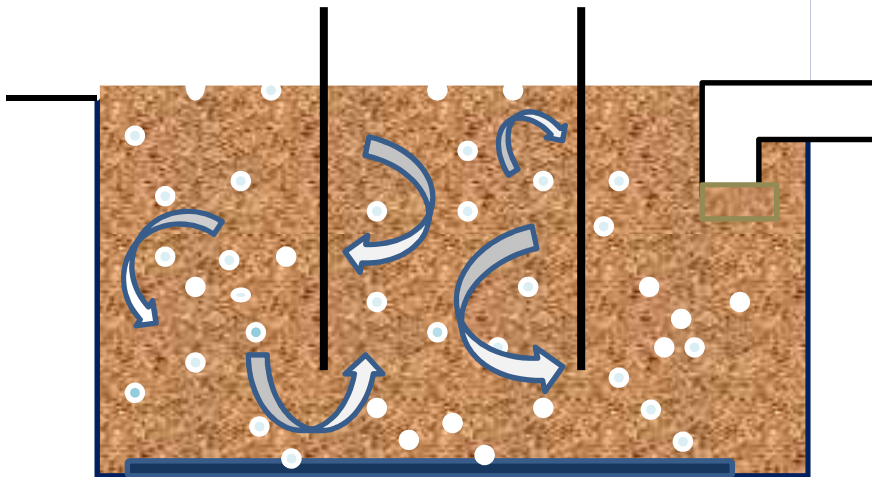
ばっ気装置付きグリーストラップ

水中に空気などを送りブクブクさせ
かくはんすること。

汚れた水が外に
出るだけです！



設置しないで
ください！



油を流さないでください!!

閉塞の原因になります!!



清掃不足のグリストラップ



油によって閉塞した本管

お願い

適正なグリーストラップの選定

わからないときはご相談を！

施主さんへ清掃の必要性をアピール

引き渡し時などに一言お願いします！



申請について

- ① 除害施設計画確認申請書
- ② 公共下水道使用開始届
- ③ 参考事項
- ④ 案内図
- ⑤ 平面図
- ⑥ 除害施設の構造図
- ⑦ 処理能力算定根拠（計算書など）



ホームページに様式・記載例
が掲載されています。

※ 全て正副2部必要です。

特定施設とは？

【特定施設とは】

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設

<1>水質汚濁防止法（下水道法）に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。

<2>ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む污水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。



簡単に言うと

有害物質を使用することのある施設
負荷の高い排水を排出する可能性がある施設
薬品等を取扱う施設

特定施設とは？

番号	下水道法に規定されている特定施設一覧
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①選鉱施設 ②選炭施設 ③坑水中和沈でん施設 ④掘削用の泥水分離施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設（洗びん施設を含む。） ③湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①水産動物原料処理施設 ②洗浄施設 ③脱水施設 ④ろ過施設 ⑤湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ①原料処理施設 ②洗浄施設 ③圧搾施設 ④湯煮施設
.	
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 （総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）
.	
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

※詳細は、静岡市排水設備工事技術指針
VII 除害施設の項目をご覧ください。

特定施設の例

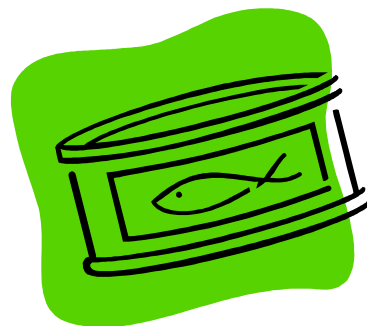


特定事業場の例

食肉加工業



水産加工業



ジャム製造業



酒造・飲料
製造業



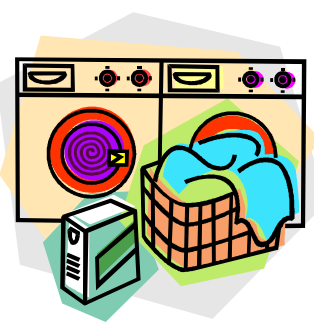
金属加工業



弁当製造業



クリーニング業



印刷業



工場・製造業の案件の場合は一度ご相談ください！

特定施設に該当すると…

- ・ 特定施設設置の届出が必要。(期限有)
- ・ 水質を確保するための除害施設が必要になることがあります。 …etc.



繰り返しになりますが…

必ず事前に
相談してください！

各種届出について

届出の種類	届出が必要な場合	届出の期限
特定施設 設置届出書	・新たに特定施設を設置しようとするとき	設置の 60日以上前
特定施設の 構造等変更 届出書	・特定施設の設置場所、構造、能力、配置の変更 ・用水の経路、排水の経路の変更	変更の 60日以上前
特定施設 使用届出書	・使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	指定された日から 30日以内
	・特定施設を設置している事業場が下水道に接続した場合	接続した日から 30日以内
特定施設 使用廃止 届出書	・特定施設を廃止したとき （一部施設の廃止を含む） ※使用しなくなっただけでは該当しない	廃止した日から 30日以内
氏名変更等 届出書	・届出者の住所、氏名等に変更があった場合 ・事業場の名称に変更があった場合	変更した日から 30日以内
承継届出書	・特定施設を譲り受け又は借り受けた場合 ・相続、合併があった場合	承継した日から 30日以内
除害施設 計画確認 申請書	・新設又は既設の除害施設を使用して公共下水道を使用するとき ・除害施設の増設又は構造変更等しようとするとき	公共下水道を 使用する前 (あらかじめ)

お問い合わせ



申請・相談等は下水道維持課 ※※

(上下水道局庁舎5階) で受付しております。

※ 書類の不備がないようご注意ください。

※※ 令和5年4月1日から申請・相談等の窓口は
下水道維持課に変更になりました。

おわり
～ご協力をお願いします～

静岡市上下水道局
下水道部下水道維持課
排水設備係
TEL:054-270-9236

